

「アジア太平洋地域平和連携推進業務委託」
企画提案仕様書

1 業務名

アジア太平洋地域平和連携推進業務委託

2 業務期間

契約の日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的及び概要

沖縄を取り巻く安全保障環境は中国の台頭、米中対立等を要因として厳しさを増しており、米軍基地問題に関する万国津梁会議からは、在沖米軍基地の整理・縮小のための喫緊の課題として、沖縄県はアジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に向けて取り組む必要があるとの提言がなされている。

また、県では同提言を踏まえ令和3年5月に「本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理・縮小について（要請）」を、令和4年5月に「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」を日米両政府に対し手交し、アジア太平洋地域における信頼醸成や緊張緩和のための役割を担う決意を示している。

このようななか、復帰50年を迎え、琉球王国時代にアジアの国々との交易を通して、人と文化の架け橋すなわち「万国津梁」を目指してきた歴史や、日本本土と東アジア及び東南アジアの中央に位置する地理的特性等を生かして、沖縄県が同地域全体の平和と安定の構築に向けて積極的な役割を担うことにより、地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与していくこととしている。このため、令和6年3月に「沖縄県地域外交基本方針」を定めており、同方針を踏まえてアジア太平洋地域との協力可能性等の調査を行う。このような取組を進めることで、将来的な沖縄県における基地負担の軽減に繋げることを目指して本事業を行う。

4 委託業務の内容

(1) 調査業務

ASEANの本部が設置されているインドネシアのほか、同国以外の加盟国との連携の方向性等を調査するとともに、令和4年度及び令和5年度で調査した国・地域との協力可能性等についての検討を行い、将来的なMOU（連携協定・了解覚書）締結を見据えた取組を推進する。

ア) アジア太平洋地域各国・地域の社会情勢及び地域特性、課題調査

アジア太平洋地域の状況を全体的に把握するため、対象国・地域の現在の社会・経済・政治情勢、地域特性や課題等の情報を収集し整理する。

イ) 対象国・地域と沖縄との連携可能性等の調査

ア) の調査結果及び「日 ASEAN 友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント 2023」を踏まえ、ASEAN 諸国等について、沖縄県の抱える課題等との共通事項や相互に補完できる事項を整理し、沖縄との将来的な MOU (連携協定・了解覚書) 締結を見据えた取組を推進する。

ウ) ASEAN 関連会議等の誘致可能性の調査

ASEAN 内で開催されている各種会議等について調査を行い、日本が関連している会議等を整理したうえで、沖縄県での開催可能性について調査を行う。

【提案にあたっての留意事項】

- i 同地域の状況を全体的に把握するために必要となるような対象の国・地域や情報収集・整理手法を具体的に示すとともに、その根拠を明確にすること。
- ii 県が想定する対象国・地域の他に効果的と考えられる国・地域がある場合は提案すること。また、その根拠を明確にすること。
- iii 調査の精度を高めるため、必要に応じ、対象国・地域の事情に精通する有識者や実務者にヒアリングを行うこと。
- iv 実施内容、人員体制、スケジュールを具体的に示すこと。
- v 適宜イメージ図等を用いる等、提案内容がより容易に理解できるよう工夫すること。

(2) アジア太平洋地域の各種分野における有識者等会議開催業務

(1)の調査で整理した課題等を踏まえ、各種分野（地域外交、人的交流、産業振興等）について、対象国・地域の有識者 7 名（予定）と国内有識者等 4 名（予定）及び県を含めたオンライン会議等を複数回開催する。

【提案にあたっての留意事項】

- i 本業務は関係機関の選定やアポイントメント、通訳や調整等のコーディネートを含めるものとする。
- ii 選定する関係機関を具体的に示すとともに、その根拠を明確にす

ること。

- iii 実施内容、手法、人員体制、スケジュールを具体的に示すこと。
- iv 適宜イメージ図等を用いる等、提案内容が容易に理解できるよう工夫すること。

(3) シンポジウム等開催業務

(1)及び(2)で得られた情報や国内外から招へいする有識者との議論等を通じて、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成の重要性について、県内外に発信するシンポジウムを企画・運営する。(有識者については、(2)で選定した者を基本とする)

【提案にあたっての留意事項】

- i パネリスト、実施内容、手法、人員体制、スケジュールを具体的に示すこと。
- ii 適宜イメージ図等を用いる等、提案内容が容易に理解できるよう工夫すること。

5 成果品

成果品として、調査及び有識者会議等の結果をまとめた業務報告書を以下のとおり納品すること。

- (1) 印刷物 15部
- (2) 電子データ 一式

※ 電子データは、ワープロソフト等で作成したもの及びPDFの両方を納品すること。PDFは紙をスキャンしたものではなく、文字が検索できる形式とすること。

6 業務の実施状況等に関する事項

- (1) 事業の進捗状況を原則毎月10日までに沖縄県に報告すること。
- (2) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは相当の委託料を減額する。
- (3) 受託者が、本業務により作成した報告書等の成果物の著作権及び第三者から取得した著作権は、県が承継するものとする。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任により処理すること。
- (4) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対

する経費は受託者の負担とする。

- (5) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (6) 本業務において書籍その他の資料を購入した場合、当該資料は業務完了後に県に引き継ぐこと。

7 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は 20,126 千円（予定）以内（消費税及び地方消費税込み）とする。この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画すること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

8 再委託に関する制限

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下、「再委託等」という。）については、県と協議の上、再委託が必要と認められる業務に限り、県の事前の承認を受けた上でできるものとする。

(2) 簡易な業務の再委託

前項にかかわらず、複写・印刷・製本、原稿データの入力及び集計等の簡易な業務については事前の承認を経ずに再委託を行うことができる。

(3) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の二分の一を超える業務、委託業務に関わる統括的かつ根本的な業務に関する再委託は禁止する。

(4) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本業務の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

9 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県へ質問書により照会すること。